

確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、
業務の内容を表示しています。

登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第2項第1号から第3号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第9条第1号から第2号まで
登録番号	中部地方整備局長 11
登録の有効期限	令和2年7月1日から令和7年6月30日
氏名又は名称	株式会社愛知建築センター
代表者の氏名	代表取締役 鳥居 敏夫
主たる事務所の所在地	愛知県安城市横山町浜畔上 26 番地 1 電話番号 (0566)71-3567
実施する住宅性能評価の種類	設計住宅性能評価 建設住宅性能評価(新築住宅)
住宅性能評価を行う住宅の種類	全ての住宅
住宅性能評価を行う区域	設計住宅性能評価 愛知県全域 建設住宅性能評価(新築住宅) 愛知県全域
確認を行う住宅の種類	全ての住宅
確認を行う区域	愛知県全域